

令和4年（ネ）第4774号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（原審原告） （閲覧制限）

被控訴人（原審被告） 学校法人東京医科大学

控 訴 答 弁 書

令和4年1月24日

東京高等裁判所第24民事部 御中

（送達場所）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル10階

田辺綜合法律事務所

電話 03-3214-3811

FAX 03-3214-3810

被控訴人訴訟代理人弁護士

田 辺 克 彦



同

加 野 理 代



同

鈴 木 翼



同

田 中 瑛 生



〒160-0022 東京都新宿区新宿一丁目27番2号山本ビル7階

蒔田法律事務所

電話 03-6274-8029

FAX 03-6369-4165

被控訴人訴訟代理人弁護士

蒔 田

覚



御庁頭書事件につき、令和4年9月26日付け控訴状における控訴の趣旨及び令和4年11月16日付け訴えの変更申立書（以下「請求拡張申立書（控訴審）」という。）における請求の拡張に対する答弁と、同日付控訴理由書及び請求拡張申立書（控訴審）に対する被控訴人（原審被告）の認否・反論等を行う。なお、略語等は従前のおりとする。

第1 控訴の趣旨（控訴審における請求拡張部分を含む。）に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人3（原告6）及び控訴人5（原告12）の控訴審における拡張請求を棄却する。
- 3 控訴審における訴訟費用は、控訴人らの負担とする。

第2 控訴理由書記載の控訴の理由に対する認否

- 1 「第1 原判決の誤り：事実認定について」について
(1) 「1 控訴人3が本件大学を受験していること」について

控訴人3（原告6）が平成24年度一般入試を受験していなかったこと、原判決において、控訴人3が同入試を受験していないと認定したこと（原判決8頁）、控訴人3が平成25年度一般入試を受験したこととの限度で認める。

平成24年度一般入試に関する請求と平成25年度一般入試に関する

請求は、それぞれ独立した別個の請求権であるところ、この控訴人3の主張は、平成24年度一般入試に関する控訴の取下げと、平成25年度一般入試に関する請求の追加と理解できるが、平成25年度一般入試に関する請求については、令和4年11月16日付け控訴理由書においてはじめて請求されたものであり、消滅時効を援用する。詳細は下記第4.7のとおりである。

(2) 「2 本件属性調整自体を「不法行為」と認定すべきであること」について

原判決の引用部分は認める。「(5)」について、控訴人5(原告12)、控訴人9(原告22)、控訴人14(原告33)及び控訴人15(原告36)が二次試験を受験したことは認める。

その余は否認ないし争う。詳細は、下記第4.3のとおりである。

(3) 「控訴人9、同14、及び同15の受けた損害について」について争う。詳細は、下記第4.6のとおりである。

2 「第2 原判決の誤り：法的評価について」について

(1) 「1 受験慰謝料の額が低額であること」について

ア 「(1)」ないし「(10)」について

原判決の引用部分は認め、その余は争う。

イ 「(11)」について

引用する記載につき、その作成者、記載内容の正確性、記載した意図等は不知。

ウ 「(12)」について

甲64が神戸新聞社の記事であること自体は積極的に争うものではないが、これに関する控訴人らの主張は争う。なお、甲64にて言及する順天堂大学との判決(東京地裁令和4年5月19日。乙32)につき、特に、原告側(なお、代理人は、控訴人ら代理人と共通している)も控

訴せず確定している。

エ 「(13)」ないし「(17)」について
争う。

(2) 「2 「是正措置」は考慮要素とすべきでないこと」について
原判決の引用部分は認め、その余は争う。

(3) 「3 不合格慰謝料の額が著しく低額であること」について

ア 「(1)」ないし「(3)」について
原判決の引用部分は認め、その余は争う。

イ 「(4)」について

不知。なお、甲65では、控訴人14(原告33)と同姓同名の者が「9月8日(木)午後9時19分」に「文書.docx」とのWordファイルを送信したことがえるものの、「文書.docx」自体は証拠提出されておらず、控訴理由書第2.3(4)の記載と合致するか否は不明である。

ウ 「(5)」について

原告8が控訴していないことは認め、その余は不知。

エ 「(6)」について

認否の対象ではない。

オ 「(7)」及び「(8)」について

争う。

3 「第3 結論」について

争う。

第3 請求拡張申立書(控訴審)記載の拡張の理由に対する認否

1 「第1 不合格慰謝料について」について

(1) 「1」について

控訴人5（原告12）が、平成28年度一般入試を受験し、当時、二次試験において不合格となったという限度で認める。平成28年4月に杏林大学医学部に進学したことは不知。

(2) 「2」について

争う。

(3) 「3」について

控訴人5が、原審において、不合格慰謝料を請求していないこと、原告38が平成25年度一般入試において「当時の繰上合格の順位よりも上位となる可能性があった者」であったという限度で認める。

(4) 「4」について

原判決の引用部分は認める。

(5) 「5」ないし「16」について

原判決の引用部分は認め、その余は争う。

(6) 「17」について

認める。

(7) 「18」及び「19」について

争う。

2 「第2 納付金差額について」について

(1) 「1」および「2」について

知らないし争う。

(2) 「3」について

平成28年4月に入学した場合の杏林大学医学部の学費等につき不知。

(3) 「4」について

認める。

(4) 「5」について

否認ないし争う。消滅時効については下記第4. 7のとおりである。

第4 被控訴人の主張

1 はじめに

(1) 本学における対応の経緯等について

平成30年7月の報道を受けて、本学は、速やかに、過去の本学医学部医学科入学試験に関して調査等を実施することを決定した。そして、第三者委員会による調査等を実施した結果、受験生の属性に応じて一部の受験生に点数を加点するという本件得点調整が明らかになった。

本学は、第三者委員会の調査結果を速やかに公表するとともに、第三者委員会の指摘を受け、本件得点調整のような不適切な行為と決別するべく組織改革をおこなった。学校法人の根本規範である寄附行為を変更し、外部評議員・外部理事の割合を増加させた上で、新たに評議員・理事を選任する等の対応を行い、新学長に卒業生の女性医師を選任するとともに、再発防止策として入試改善策を策定・実施してきた（第三者委員会第二次報告書（甲3の1）46頁以下）。

また、当時の受験生に対しては、本件得点調整による影響を排除すべく、本件得点調整により合否に影響を受けた受験生を特定した上で、追加合否判定を行い、第三者委員会報告書が指摘する69名を上回る合計101名を意向確認対象者として、本学への平成31年度の入学意思の有無の確認を求め、そのうち入学意思を表明した44名に対して、平成31年度に入学の機会を提供するとともに、入学しなかった者も含めて補償を提示し、合意に至った者には既に補償を実施している。

(2) 本件訴訟の経緯について

本件訴訟は、追加提訴を経て、最終的に原告が40名となった。

そのうち、原告11名については、裁判所による和解勧誘により和解が成立した（この他に、原告1名が取下げとなった。）。

その後、原審の判決に至ったが、原告12名は控訴しなかった。被控訴

人としても、本件の早期解決を優先して控訴しなかったため、原告ら12名について原判決が確定した。

2 控訴人らの主張の要旨

控訴理由書及び請求拡張申立書（控訴審）によれば、控訴人らの主張は、要旨、次のとおりである。

- ① 本件属性調整自体を「不法行為」と認定すべきである（控訴理由書第1.2）
- ② 受験慰謝料の額が低額である（控訴理由書第2.1、同2）
- ③ 合否判定において本件得点調整による影響を受けた受験生（控訴人5、9、14、15）について
- ④ 不合格慰謝料が低額である（控訴理由書第2.3、請求拡張申立書（控訴審）第1）
- ⑤ うち控訴人5、9につき納付金差額、控訴人15につき逸失利益及び予備校費用も相当因果関係のある損害である（控訴理由書第1.3、請求拡張申立書（控訴審）第2）

しかしながら、上記の主張はいずれも認められない。以下、詳述する。

3 控訴人らの主張①（本件属性調整自体を「不法行為」と認定すべきである）について

（1）原判決の判断

原判決は、「本件属性調整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験させた被告の行為は、少なくとも本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害するものとして、原告らに対する不法行為に該当する」（原判決9～10頁）と判断したものである。

（2）控訴人らの主張

これに対して、控訴人らは、本件属性調整が「本学に入学できる資格・地位を侵害」するものであり、一次試験不合格となった控訴人らについても「侵害され得る危険」が生じていたとして、本件属性調整自体が不法行為であると主張する（控訴理由書第1. 2（6）、同（7））。

(3) 被控訴人の主張（控訴人らの主張は論理矛盾であること）

しかしながら、控訴人らのこの主張は、自らの主張と論理矛盾する。

すなわち、控訴人らは、原審より一貫して、合否判定において本件得点調整による影響を受けた受験生も含めて「本件得点調整を知っていれば、本件入試を受験しなかった」（原告第1準備書面12頁、同第2準備書面2頁、同第8準備書面8頁等）と断言している。

もし、本学を「受験しなかった」のであれば、本学に入学することはあり得ない。また、「本学に入学できる資格・地位」はどの受験生にもあるわけではなく、本学の入学試験（一次試験・二次試験）に合格して初めて、入学できる資格・地位が与えられるものである。

このように、具体的に「本学に入学できる資格・地位」を得るには、①本学を受験すること、②その上で、本学の入学試験に合格することが必須である。このため、そもそも「受験しなかった」ことを明言する控訴人らに対して「本学に入学できる資格・地位」を観念することはできない（逆に、受験したというのであれば、控訴人らが損害として主張する入学検定料、交通費、宿泊費等は損害に含まれないこととなる。）。

さらには、控訴人らは、一次試験で不合格となった控訴人らにおいても、本学に入学できる資格・地位を「侵害され得る危険」が生じていた等と主張する（控訴理由書第1. 2（8））が、本件属性調整の影響を受けることなく一次試験不合格となった控訴人らにおいて「本学に入学できる資格・地位」を観念する余地はなく、控訴人らの主張に基づけば、不法行為が生じていないことになるし、現実には発生した損害と評価するにはあまり

に抽象的過ぎる。

そもそも、この控訴人らの主張が、控訴理由である受験慰謝料等の増額や納付金差額等の請求にどのように関連するかは不明というしかないが、この点を措くとしても、上記のとおり、控訴人らの主張は論理矛盾するものであり、認められない。

4 控訴人らの主張②（受験慰謝料の額が低額である）について

（1）原判決の判断

原判決は、「原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼした」としつつ、本学が是正措置を講じていることにも言及したうえで、受験慰謝料を受験1年度当たり20万円としたものである。

（2）控訴人らの主張

これに対して、控訴人らは、控訴理由書第2.1において、教育における平等権侵害（同（4））、試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待への侵害（同（8））などを主張した上で、「本件大学の受験に費やしてきた時間や努力を全て否定されたに等しい」（同（9））、「人生の進路選択において極めて重要な意味を持つ選択」の自由が侵害された（同（10））等として、受験慰謝料20万円が低廉である旨を主張する。

（3）被控訴人の主張

ア 原判決認定の慰謝料額が低額ではないこと

控訴人らは、上記の主張をするものの、これらの点は既に控訴人らが原審でも主張していたところであり、原判決はこれらの主張や被控訴人の反論等を考慮した上で慰謝料額を認定したものと考えられる。

大学入試の学科試験に合格した受験生に対して、その入学を不許可と

した事案において、慰謝料30万円を認容した東京地裁平成18年2月20日判決（判タ1236号268頁。乙33）との対比からしても、原判決が認定した慰謝料額は決して低額なものではない。

また、上記1（2）において述べたとおり、本件においては、原審において和解成立した原告が11名、受験慰謝料を1年度あたり20万円とした原判決を受け入れて控訴しなかった原告が12名いるところ、これらの者との均衡の観点においても、原判決の判断は維持される必要がある。

イ 医学部入試の実態からすると、「受験に費やしてきた時間や努力を全て否定された」等は生じ得ないこと

上記（2）のとおり、控訴人らは、「本件大学の受験に費やしてきた時間や努力を全て否定されたに等しい」、「人生の進路選択において極めて重要な意味を持つ選択」の自由が侵害された等と主張するが、そのような実態は存しない。

すなわち、原審における「被告第6準備書面2（1）」において述べたとおり、医学部入試の実態として、複数校受験（併願受験）が一般的であるところ、受験生は、他の私立医科大学（私立大学医学部）を含めた「医学部受験に向けた準備」をするものであるから、「本件大学の受験に費やしてきた時間や努力を全て否定された」ことは生じ得ない。

それに加え、原審における「被告第3準備書面第2.2（3）」記載のとおり、本学を受験しても他の医学部を受験することが可能であるところ、本件において控訴人らより、本学を受験したことによって実際に控訴人らが他学を受験できなくなったことについて、何ら具体的な主張も立証もなされていない。

そして、上記のとおり、医学部入試では併願受験が一般的であるところ、併願受験した他学に進学して医師になることも可能である。

このような実態からすれば、原判決認定の慰謝料額は低額ではなく、むしろ、受験慰謝料として相当程度高額な認定がなされているものである。

ウ 是正措置は、当然、慰謝料算定の考慮対象となること

また、控訴人らは、慰謝料額算定において、本学による是正措置の実施を考慮したことを論難するが（控訴理由書第2. 2）、慰謝料の算定要素として事後対応を考慮すること自体、当然のことである（乙34）。

それに加え、本件訴訟の控訴人らと代理人が共通する他学との同種事案の判決（東京地裁令和4年5月19日判決。乙32）においても、慰謝料（1年度あたり30万円）の算定において是正措置は考慮対象となっている（同判決は、受験生側も控訴せずに確定している。）。

さらには、控訴人らは、クラウドファンディングサイトにおける書込みや新聞記事に言及しつつ、「今後の再発を防止するという観点からも、社会通念上、相当な額の賠償が命じられなければならない」等と主張する（控訴理由書第2. 1（11）ないし（17））。しかし、我が国の損害賠償制度は被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない（最高裁平成5年3月24日判決、最高裁平成9年7月11日判決等）のであって、控訴人らの主張には全く理由がない。

なお、被控訴人においては、上記1（1）のとおり、まさに、本件得点調整のような不適切な行為と決別するべく、再発防止策を実施してきたのであり、このことは第三者委員会も評価するところである（第三者委員会第二次調査報告書（甲3の1）52頁、同第三次調査報告書（甲4

の1) 21頁) 参照)。

5 控訴人らの主張③⑦ (不合格慰謝料が低額である) について

(1) 原判決の判断

原判決は、「本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされ、結果として、同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できない」等として、平成30年度入試について「当時の繰上合格の順位より上位の者」である控訴人9 (原告22)、控訴人14 (原告33) 及び控訴人15 (原告36) について、不合格慰謝料として150万円を認容した。

なお、原判決は、平成25年度において「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」である原告38 (控訴せず) について、「合格していたとは言い切れないこと」を踏まえて、不合格慰謝料として100万円を認容した。

(2) 控訴人らの主張

これに対して、控訴人らは、「『不当に不合格とされたこと自体』が控訴人らに多大な精神的苦痛を与えたというべき」等として、原判決の判断が低額である旨を主張する。

また、請求拡張申立書 (控訴審) において、控訴人5 (原告12) が、平成28年度入試において「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」であることを根拠として、不合格慰謝料500万円の請求を追加した。この際、上記(1)の原告38の不合格慰謝料に関する原判決を論難し、平成25年度ないし平成28年度入試における「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」についても、平成30年度における「当時の繰上合格の順位より上位の者」(すなわち、控訴人9ら)と同様に取り扱うべきである旨主張する。

(3) 被控訴人の主張

ア 控訴人らの主張する慰謝料額に理由がないこと

控訴人9、控訴人14及び控訴人15（以下、あわせて「控訴人9ら」という。）は、本件属性調整を認識していれば「受験しなかった」のであり（原判決は、このことを理由に、控訴人9らについても受験慰謝料や入学検定料等の請求を認容している）、本学が入学意思の有無を確認しても、入学意向を示さなかったものである（原判決5頁参照）。このため、本学への入学との点において、受験慰謝料とは別の精神的損害が認められるとしても、それは限定的なものになるはずである。

この点、原判決は、150万円という慰謝料として十分な高額を認定しているものであり、これに対して控訴人9らにおいて、不合格慰謝料が、500万円といった高額（人身損害が生じた場合等に精神的損害として認められる金額）になることについて、具体的な論拠の提示はなく、そのような高額な慰謝料が認められる理由はない。

むしろ、上記4（3）アにおいて言及した東京地裁平成18年2月20日判決（乙33）は、大学入試の学科試験を合格したものの入学を不許可とされた事案であるところ、慰謝料の認容額は30万円であるので、この点においても、控訴人らの主張するような額になることはあり得ない。

イ 控訴人5について

また、控訴人5については、平成28年度入試における「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」である。

すなわち、平成25年度ないし平成28年度入試については、第三者委員会第二次調査報告書（甲3の1）によれば、「もはや、入試手続において本来予定されている合否判定を行うことはできないというしかない」（同43頁）ものであるため、「上位となる可能性があった受験生」に留まるものである（原審における「被告第1準備書面7頁」参照）。

このように、控訴人5については、平成30年度とは状況が異なるところ、原判決において、不合格慰謝料の算定に「合格していたとは言い切れないこと」を考慮したことは、むしろ当然である。

なお、控訴人5の追加請求について消滅時効が完成していることは下記7のとおりである。

6 控訴人らの主張③④納付金差額並びに逸失利益及び予備校費用について

(1) 原判決の判断

原判決は、「本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかったというのであり、本件大学の医学部医学科に入学することを前提として、実際に入学した大学への進学・在籍に要する費用との差額に相当する損害を被ったものとは認められない」として、納付金差額並びに逸失利益及び予備校費用(以下、あわせて「納付金差額等」という。)の請求を否定した。

(2) 控訴人らの主張

これに対して、控訴人9らは、最高裁昭和39年1月28日判決に言及しつつ、要旨、「侵害行為がなかったならば惹起しなかつたであろう状態(原状)」が「本学の合格の判定を受けた状態」であると主張し、納付金差額等が認容されるべきと主張する。

また、請求拡張申立書(控訴審)において、控訴人5(原告12)に関する納付金差額の請求を追加した。

(3) 被控訴人の主張

ア 納付金差額等を損害と観念し得ないこと

控訴人9らにおいても、本件属性調整を認識していれば「受験しなかつた」のであり、上記最高裁判決に基づいたとしても、「侵害行為がなかったならば惹起しなかつたであろう状態(原状)」は「本学を受験しなかつた状態」となるに過ぎず、控訴人らの主張を前提としても、納付

金差額等を損害と観念し得ない。

なお、控訴人らは、控訴理由書第1. 3 (6)において、「本学の合格の判定を受けた状態」と現状との差異として納付金差額等が認められる旨を主張するが、「合格の判定を受けた」としても、本学に入学せずに、他学に進学したり、より志望度の高い他学を目指して浪人を選択したりする受験生もいる（このため、毎年、繰上合格が発生する。第三者委員会第一次調査報告書（甲2の1）15頁参照）。このため、「合格の判定を受けた」としても納付金差額等が発生するわけではなく、この意味においても、納付金差額等を損害と観念し得ない。

イ 不合格慰謝料と二重評価になること

なお、原判決が認定した不合格慰謝料は、その算定の際に「本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされ、結果として、同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できない」との点も考慮されているが、仮に納付金差額等を不合格慰謝料とは別に経済的損害として認めてしまうと、不合格慰謝料との二重評価になる。

7 消滅時効について

(1) 控訴人3（原告6）について

控訴人3（原告6）は、令和4年11月16日付け控訴理由書において、平成25年度一般入試にかかる受験慰謝料等の請求を追加した（同第1. 1）。

しかしながら、控訴人3は、遅くとも、平成30年12月21日付け第三者委員会第二次調査報告書（甲3の1）が公表された時点において、平成25年度における本件得点調整を認識したものであるところ、上記請求は、既に3年が経過しているため、消滅時効を援用する。

この点に関して、控訴人3は、原審において、平成24年度一般入試に

かかる請求をしていたが、これは、平成25年度一般入試とは別個の請求であり（受験慰謝料等も年度ごとに判断されている）、時効中断の効力は生じていない。

そもそも、受験年度に関しては、原審において再三確認が行われており、控訴人ら（原審原告ら）も令和元年12月12日付け訴えの変更申立書（受験年度等変更）にて対応してきたところであるので、控訴人3においては、自らの受験年度を確認する機会が十分にあったものである。

（2）控訴人5（原告12）について

また、控訴人5（原告12）は、請求拡張申立書（控訴審）において、自らが平成28年度入試において「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」であることを根拠として、不合格慰謝料及び納付金差額の請求を追加した。

しかしながら、控訴人5は、遅くとも、平成31年2月27日付け本学送付書面（甲67）により、平成28年度入試において「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」に該当することを認識していたところ、上記請求は、既に3年が経過しているため、消滅時効を援用する。

なお、控訴人5（原告12）が「当時の繰上合格の順位より上位となる可能性があった者」に該当することは、被控訴人も、原審における「令和元年7月26日付け被告第1準備書面18頁」において指摘しており、原審裁判所も、令和元年10月9日実施の第1回進行協議期日にて、このことを控訴人ら（原審原告ら）に指摘したが、控訴人5（原告12）は何ら請求を追加しなかった。これらのやり取りからも既に3年が経過していることを付言する。

以上